

第1 平成16年度当初予算の概要

予算はどのような考えで編成したのですか。 予算編成の基本方針

平成16年度の地方財政計画においては、国の財政再建が優先され、地方歳出の削減が突出された結果、地方公共団体の基幹的な歳入のひとつである地方交付税（地方交付税の不足を補うための臨時財政対策債を含む実質ベース）が全国総額で 12.0%という未曾有の大幅削減となりました。

本県の平成16年度当初予算は、こうしたかつてない厳しい状況の中での編成となりましたが、職員数の削減など現在進めている行財政改革の取り組みを一層加速させるとともに、歳入・歳出全般にわたる総点検を行い、見直しを実施するなど様々な努力と工夫（P23参照）を重ねた上で、

選択と集中そして地域独自のルールによる社会資本の着実な整備、地域の様々な資源や既存のインフラを活用したソフト施策への転換と行政サービスの質的向上を図ること

予算措置等による従来型の行政手法に加え、県独自の条例である「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」、「安全安心な消費生活社会づくり条例」の制定や、「食の安全・安心の確保に関する基本方針」の策定など、規制・誘導などの新たな手法を組み合わせた多様な施策の展開を図ること

産業戦略、観光振興、国際化、少子化に関するプランなど各分野における基本指針について、時代の変化とこれまでの取り組み結果の評価を踏まえ、抜本的に見直し、新たな時代に対応した施策の再構築を図ること

などにより、県民ニーズにより適切に対応していくことを基本に編成しました。

こうした基本方針のもと、具体的施策としては、特に、上向きつつある景気を本格的な回復軌道に乗せるための「中小企業対策」と雇用のセーフティネットの拡充や、「環境施策」、「県民生活の安全・安心の確保対策」、「子ども施策」、「活力ある地域づくりと交流の拡大」などに重点を置いたところです。

石川県当初予算（歳入）

（単位：百万円、％）

	H 16	H 15	増減	増減率
地方交付税	137,500	146,000	8,500	5.8
臨時財政対策債	29,000	41,000	12,000	29.3
小計（実質交付税）	166,500	187,000	20,500	11.0
地方税	109,000	107,017	1,983	1.9
地方消費税清算金	23,850	22,858	992	4.3
国庫支出金	88,722	100,261	11,539	11.5
県債（臨時財政対策債を除く）	59,801	62,321	2,520	4.0
その他	99,070	93,097	5,973	6.4
計	546,943	572,554	25,611	4.5

（参考）県債計	+	88,801	103,321	14,520	14.1
---------	---	--------	---------	--------	------

ひとくちメモ

地方財政計画

国が作成する翌年度の全国の地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込額に関する計画のことをいいます。

地方財政計画には、

- 地方交付税を通じて地方財源を保障
- 地方財政と国家財政・国民経済等との調整
- 個々の地方公共団体の行財政の運営指針

という役割があります。

（参考）地方財政計画（歳入）

（単位：億円、％）

	H 16	H 15	増減	増減率
地方交付税	168,861	180,693	11,832	6.5
臨時財政対策債	41,905	58,696	16,791	28.6
小計（実質交付税）	210,766	239,389	28,623	12.0
地方税	323,231	321,725	1,506	0.5
国庫支出金	121,238	122,600	1,362	1.1
地方債（臨時財政対策債を除く）	99,543	92,022	7,521	8.2
その他	91,891	86,371	5,520	6.4
計	846,669	862,107	15,438	1.8

（参考）地方債計	+	141,448	150,718	9,270	6.2
----------	---	---------	---------	-------	-----

（注）地方財政計画は都道府県分と市町村分を合わせた全地方公共団体ベースの数値

どのような事業が盛り込まれているのですか。

県政の重要施策

1 本格的な景気回復に向けた中小企業支援と雇用のセーフティネット拡充

積極的な設備投資の誘発

- ・ 地域商工業活性化融資の拡充
- ・ 設備投資に伴う土地取得を制度融資の対象に追加
- ・ 設備導入資金と制度融資の併用承認

中小企業の競争力強化

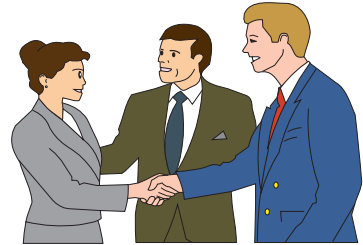
- ・ 国際ビジネスサポートデスクの設置

将来を見据えた新産業の創出

- ・ 産業革新戦略の策定
- ・ 次世代型産業の創成支援

雇用のセーフティネットの拡充

- ・ 日本版デュアルシステムの実施（高等技術学校などにおける訓練と企業実習とを組合せて実施）
- ・ 中期職場実習の拡充
- ・ 中高年齢者職場実習の実施
- ・ 若者しごと情報館の機能充実（ワンストップサービス化）



2 環境配慮型社会への移行

～「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の制定による総合的な施策展開～

環境にやさしい地域社会の創造

- ・ 環境総合計画の策定
- ・ 廃棄物適正処理対策の強化

自然とのふれあいと恵み豊かな環境の実現

- ・ 希少野生動植物の保護
- ・ トキ分散飼育の受入条件調査



3 県民生活の安全・安心の確保

食の安全・安心確保総合対策の推進

- ・ 部局間連携等による監視指導體制の強化
- ・ 食品衛生推進員の設置
- ・ 食品衛生検査体制の強化

安全・安心な暮らしの実現

- ・ 「安全安心な消費生活社会づくり条例」に基づく新たな消費者施策の展開
不適正な取引の監視体制の整備、被害の未然防止のための消費者教育の充実、市町村の消費者苦情処理体制の整備に向けた支援

4 石川型健康福祉社会の構築

少子化時代に対応した施策の充実

- ・ 新エンゼルプランの策定
- ・ 不妊治療費助成制度の創設
- ・ 児童相談所への教員配置（学校との連携強化）
- ・ 被虐待児を支援する専門里親の研修



5 豊かで暮らしやすい地域づくりと個性を活かした交流の拡大

地域資源を活用した活性化の推進

- ・ 地域振興推進室の設置

新たな文化資産の創造と交流の拡大

- ・金沢城公園の整備
- ・金沢城石川門の保存修理
- ・「金沢城史（仮称）」の刊行準備
- ・ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団公演の開催

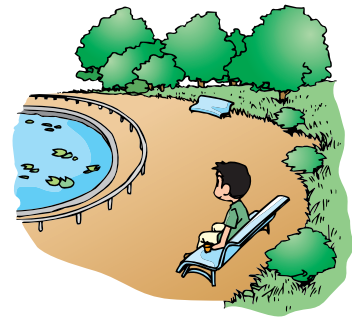
活気あふれる観光県づくり

- ・観光振興行動計画（仮称）の策定
- ・海外誘客の促進

空港を核とした交流ネットワークの形成

- ・機材の大型化を踏まえた能登空港の利用促進活動の展開
- ・小松空港を核とした交流拠点の形成

中国との路線開設に向けたチャーター便の運航支援・広報活動、ソウル便の利用促進、滑走路の整備



6 いしかわの未来を支える人づくり・いきいきと暮らせる社会づくり

未来を拓くたくましい力を育む教育の推進

- ・活力にあふれた魅力ある学校づくり
併設型中高一貫教育校の開校
- ・学術・交流拠点の形成
県立大学の建設、看護大学大学院の設置

7 良質な社会資本の整備

多重な道路網の整備

- ・金沢外環状道路海側幹線・山側幹線、南加賀道路、珠洲道路の整備など

8 持続的発展に向けた農林水産業の基盤づくり

時代の要請に対応した食料供給体制の確立

- ・特区制度を活用した河北潟干拓地の活性化
- ・新たな米政策に対応した石川の米づくりの推進
- ・新たな転作組織の育成及び集団栽培の取組みに対する支援

9 地方分権時代における行政システムの改革

県民の視点に立った行政サービスの向上

- ・申請・届出等手続きオンラインシステムの運用開始
- ・パスポート交付体制の充実

石川ルールの確立による効率的・効果的な社会資本の整備

- ・1.5車線の道路整備の全面展開
- ・現道活用型道路改良の推進
- ・道路構造物の最適管理計画の策定

時代の変化に対応した業務の効率化

- ・電子文書管理・電子決済システムの運用開始
- ・事務センター(集中処理)化の推進
- ・公共事業総合情報システムの構築

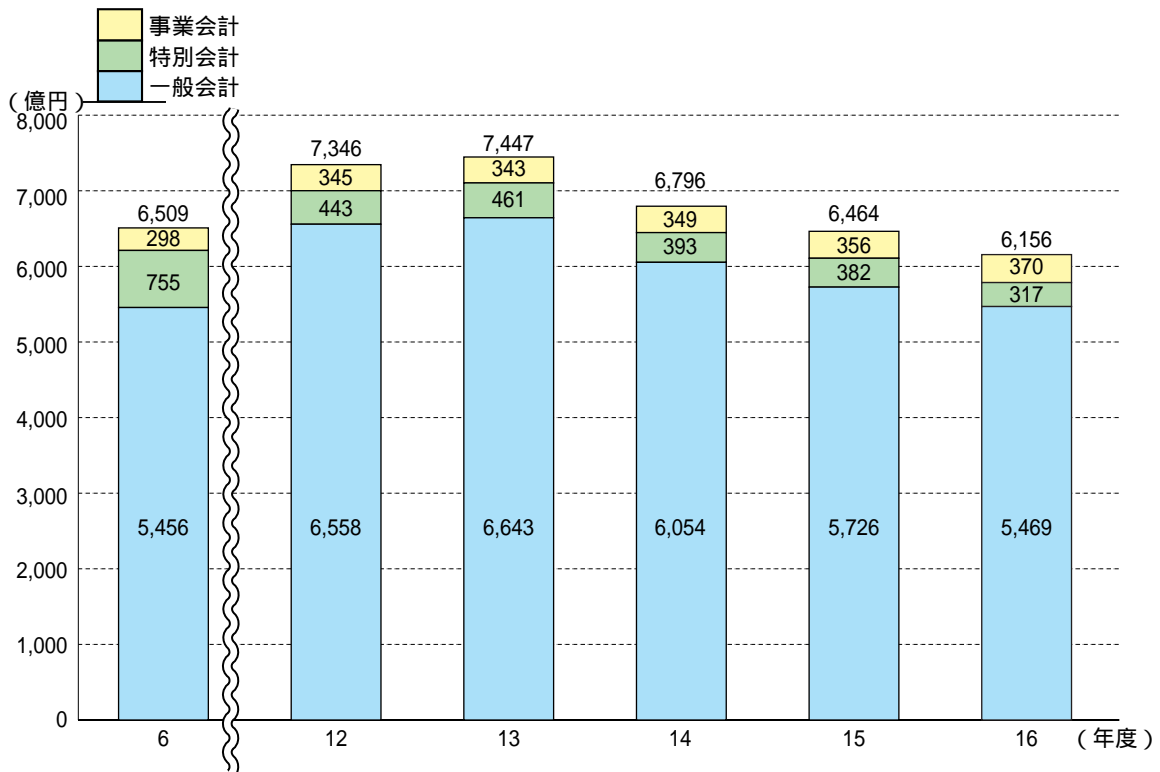
予算額はいくらですか。 当初予算の状況

印減(単位:百万円、%)

区 分	平成16年度 当初予算額 (A)	平成15年度 当初予算額 (B)	増 減	
			額(A)-(B)	率 $\frac{(A)-(B)}{(B)}$
一 般 会 計	546,943	572,554	25,611	4.5
特 別 会 計	31,684	38,253	6,569	17.2
事 業 会 計	36,971	35,581	1,390	3.9
合 計	615,598	646,388	30,790	4.8

(注) 上記表は、借換債充当公債費及び公債管理特別会計を除いたものです。

当初予算の推移



(注1) 借換債充当公債費及び公債管理特別会計を除いたものです。

(注2) 平成6年度及び平成14年度は、6月現計予算額です。

一般会計の当初予算規模は5,469億円で、4.5%減となっていますが、これは厳しい財政状況を勘案し、行財政改革の取り組みを一層加速させるとともに、歳入・歳出両面にわたる様々な努力と工夫により、事務事業の見直しに努めた結果です。

特別会計及び事業会計を加えた合計では6,156億で、4.8%減となっています。

近年の当初予算の推移を見ますと、平成13年度をピークに3年連続の減少となっています。これは、ペイオフ対策のため制度融資について原資預託方式から利子補給方式に切り替えたことや、県庁舎、能登空港といった大規模プロジェクトが終了したことに加え、上記のような行財政改革を推進してきたことによるものです。

ひとくちメモ

一般会計

県の中心となる会計で、県行政の基本的、普遍的とも言える経費、例えば、福祉、教育、土木、警察などに要する経費について、県税などを主な財源として経理する会計をいいます。

特別会計

例えば、大学生や高校生などの方に対して無利子の奨学金を貸与している育英資金の貸付事業については、その貸付に必要なお金として、一般会計の負担のほか、過去に貸付した方から返済いただくお金を充てることとしています。このように、特定の収入をもって特定の歳出に充てる事業について、一般会計の歳入歳出と区分して経理する会計をいい、育英資金特別会計、土地取得特別会計、公営競馬特別会計、中小企業近代化資金貸付金特別会計など12会計があります。

公債管理特別会計

一般会計における実質的な借入ではない借換債や償還金を明確に示し、県債管理の状況や一般会計の実質的な規模などを分かりやすくするため平成16年度に新たに設置した会計です。

借換債

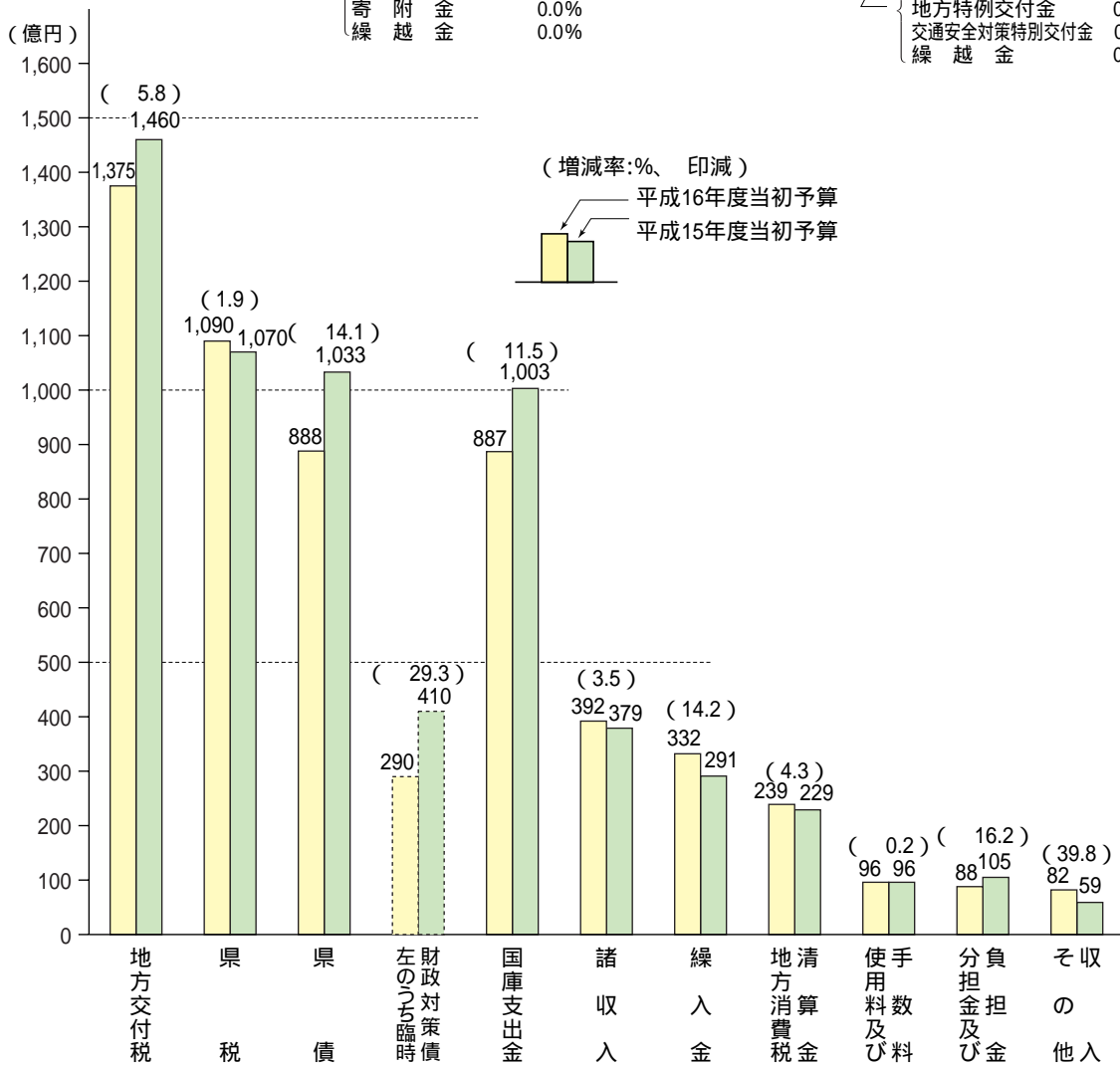
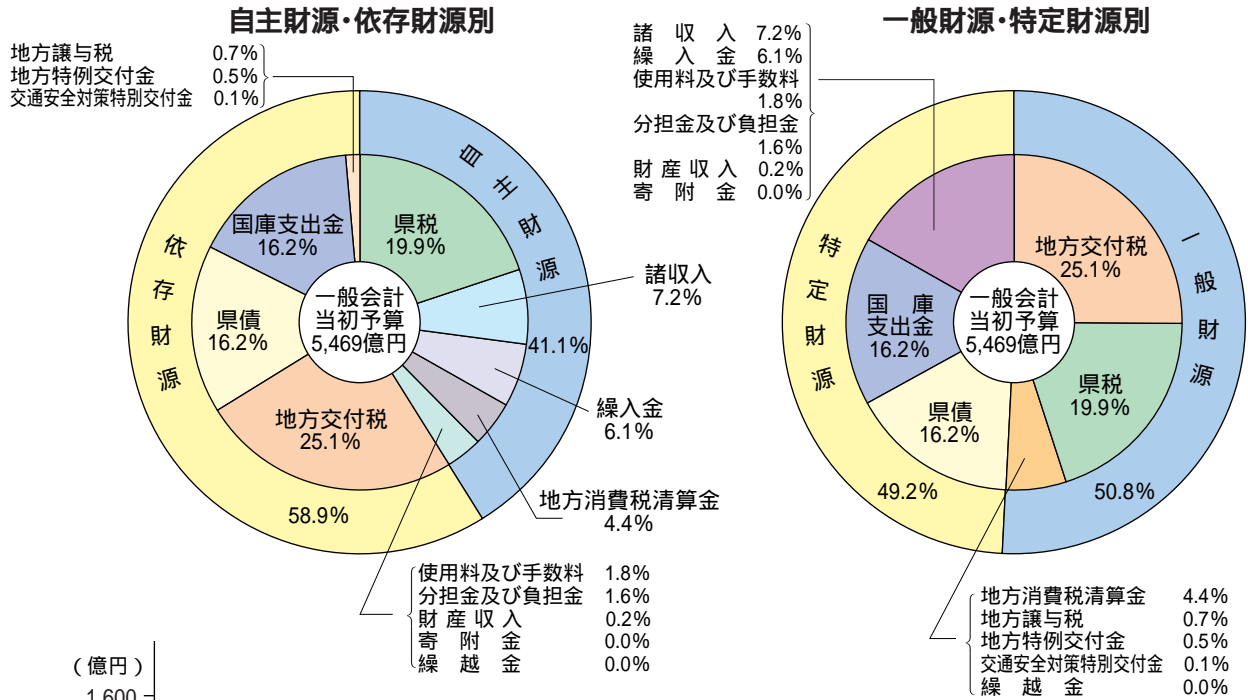
県債の借入は、一定年限の固定金利で行われていますが、借換債とは、借入先（民間金融機関等）との契約に基づき償還期間の途中で、残金をその時点の利率により借り換える（残金を全額返済し、同額を借り入れ）もので、借入残高には影響しません。

事業会計

例えば、県立中央病院や高松病院といった病院事業は、高度医療部分など一般会計が負担すべき部分を除いて、受診者からの収入をもって必要な経費を賄うことを原則としています。そうした企業的色彩の強い事業を行う会計をいい、県立中央病院事業会計、電気事業会計、水道用水供給事業会計など5会計があります。

必要とするお金はどうやってまかなうのですか。

一般会計歳入予算



(注1) 端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合があります。
 (注2) 平成15年度当初予算の数値は、借換債除きで、地方道路整備臨時交付金を国庫支出金として整理したものです。

歳入のうち県税の割合は19.9%となっています。

また、自らの手で調達する自主財源の割合は41.1%、使途が特定されていない一般財源の割合は50.8%となっています。

県税は、企業収益の増加による法人関係税の増などから対前年度比1.9%の増を見込みました。また、地方消費税の清算金を加えた**実質県税**は、2.0%増と見込んでいます。

地方交付税は、総務省の指針等に基づき5.8%減を見込んでいます。

県の借金である**県債**は、対前年度比14.1%減と大幅に減少しましたが、これは、臨時財政対策債が国の方針により大幅削減（29.3%減）となったことに加え、社会資本の整備水準の向上に伴い投資的経費を抑制したことにより、通常**の県債も抑制（4.0%減）**したことによるものです。

ひとくちメモ

自主財源と依存財源

県が自らの手で徴収または収納する財源を自主財源といい、国から定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源を依存財源といいます。

一般財源と特定財源

使途が特定されていない財源を一般財源といい、国庫支出金や県債のように使途が特定されている財源を特定財源といいます。

地方消費税清算金

地方消費税は消費地と課税地が一致しないため、これを都道府県間で調整をする必要がありますが、これを行うのが地方消費税清算金です。

実質県税

県税に歳入・歳出相殺後の地方消費税清算金を加えたもので、**県税の実収入**といえるものです。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源を保障するため、各地方公共団体ごとに標準的な需要額と収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として国税五税の一定割合（所得税、酒税は32.0%、法人税は35.8%、消費税は29.5%、たばこ税は25.0%）が充てられています。

県債

県が道路などの社会資本を整備する際に、その財源として資金調達する債務のことで、債務の履行が一会計年度を越えて行われるものを指します。

いわば県の借金にあたり、後年度に負担が生じますが、耐用年数の長い社会資本の整備については後年度の世代もその恩恵を受けることから、**県債を活用することは現世代の負担の軽減を図るとともに、世代間の負担の公平化を図る効果**もあります。

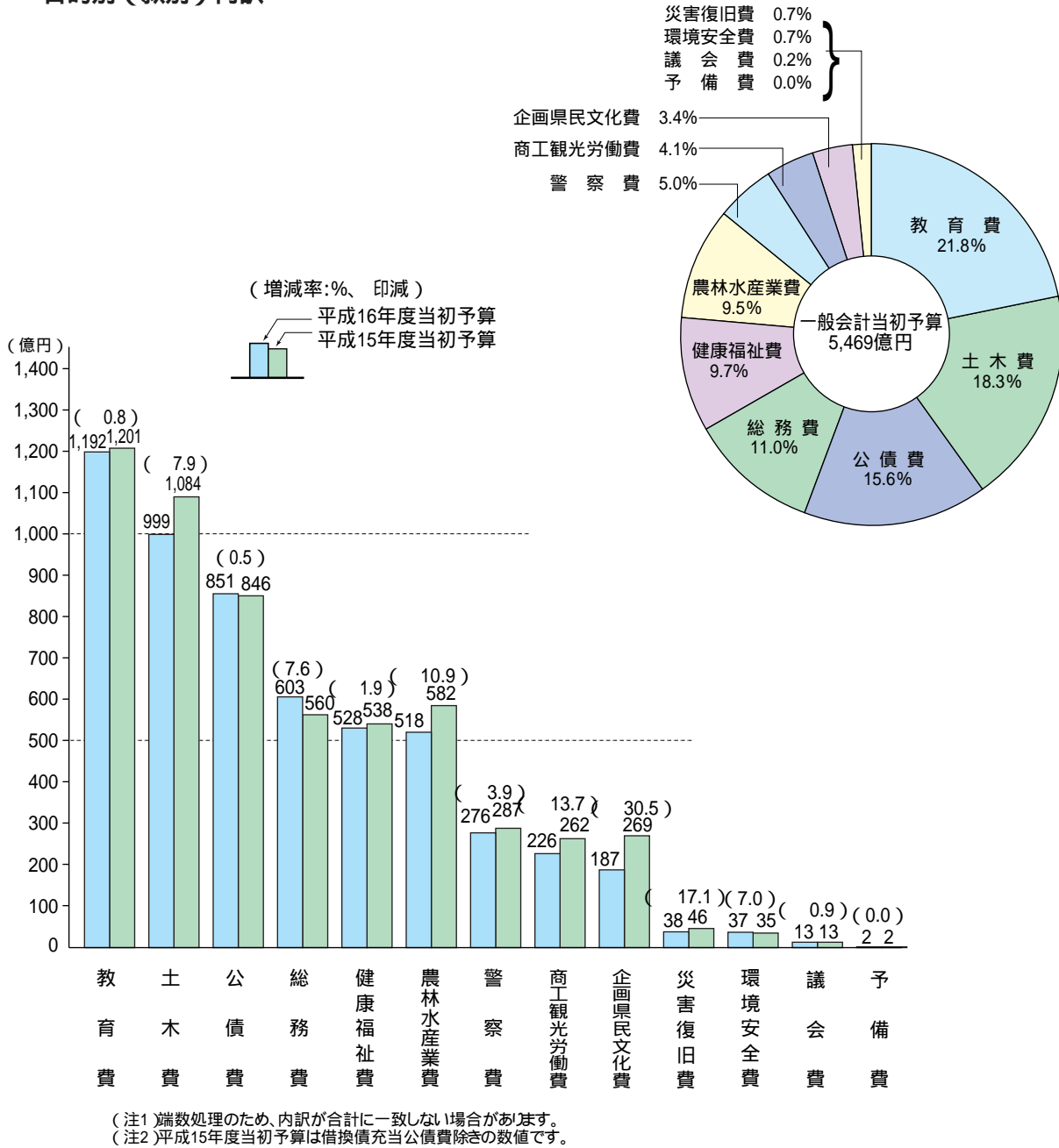
臨時財政対策債

臨時財政対策債とは、国の交付税特別会計の財源不足に対応するため特例として地方が発行するいわゆる赤字地方債で、その償還額全額が交付税で措置されるものです。

予算はどのような目的に使われるのですか。

一般会計歳出予算

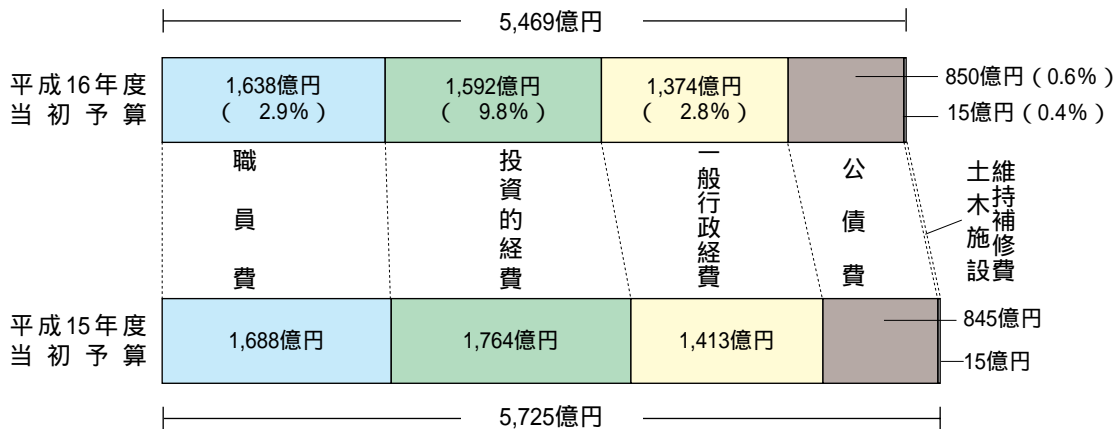
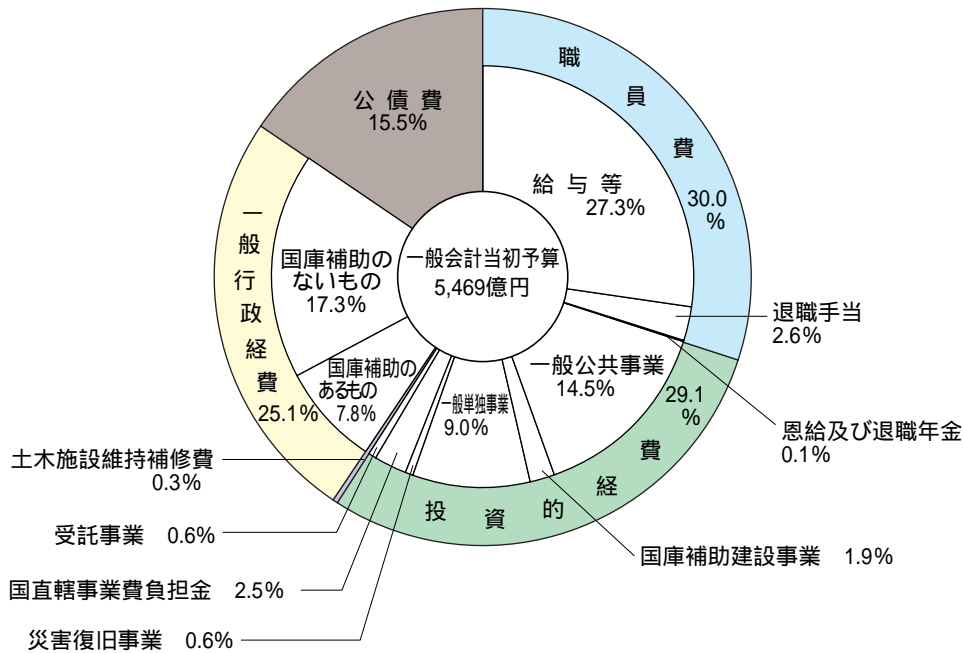
目的別（款別）内訳



目的別（款別）にみると、構成比では、小・中・高等学校の教職員の人件費や高等学校の整備などの教育費が21.8%と最も多く、次いで土木費、公債費となっています。

公債費の構成比は近年上昇傾向にあり、平成16年度は15.6%を占めるに至っています。

性質別内訳



(注1) 棒グラフの()は、増減率です。

(注2) 平成15年度当初予算は借換債充当公債費除きの数値です。

(注3) 円グラフ、棒グラフ共に端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合があります。

職員費は、全体の3割を占めていますが、対前年度比で見ると2.9%減となっています。これは平成15年度にマイナスの給与改定が行われたことに加え、新行財政改革大綱の具現化の一環として一般行政等の職員数の削減前倒し(70人程度)を見込んだことによるものです。

投資的経費は、全体の3割弱を占めており、対前年度比では9.8%減となっています。このうち単独事業については、地域経済への影響を考慮し、地方財政計画の9.5%減を下回る9.0%減にとどめています。また、県民生活に密着した福祉施設や学校の整備は増額しており、道路整備については微減にとどめているところです。

ひとくちメモ

投資的経費

道路、学校、公営住宅の建設等その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費及び災害復旧事業費からなっています。

普通建設事業のうち、国の補助金・負担金を受けて行う事業の大半が「一般公共事業」、国からの補助等を受けることなく独自に実施する事業が「一般単独事業」です。

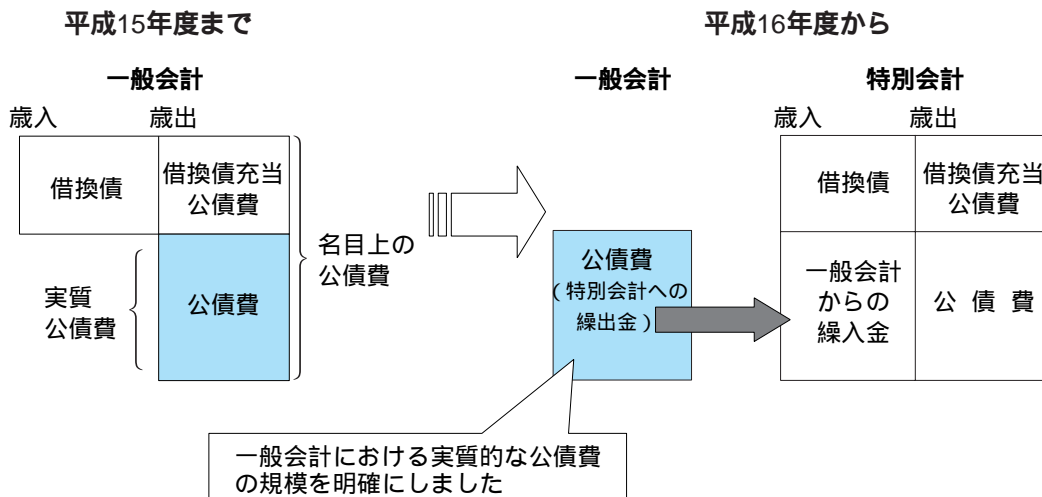
一般行政経費

すべての行政事務に要する経費から、人件費、投資的経費、維持補修費、公債費を除いたものですが、一般的には、投資的経費がハード整備に要する経費であるのに対し、一般行政経費はソフト事業に要する経費といえます。

公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額で、借金の返済に要する経費をいい、人件費、扶助費（扶助費とは、介護保険関連経費や子育て支援施策、障害者施策に要する経費などをいいます。）とともに義務的経費です。

公債管理特別会計について



平成15年度までは、実質的な借入ではない借換債の額の増減により、一般会計の県債発行額、公債費の額が、見かけ上大きく増減し、その年の実質的な予算規模やその増減がわかりにくくなっていました。

平成16年度からは、特別会計を設けて借換債（及び借換債充当公債費）を経理することとし、一般会計に計上しないこととしました。これにより、一般会計の予算額や県債発行額、公債費の額の見かけと実質が一致して、わかりやすくなりました。

第2 石川県の財政状況

近年の財政運営はどうか。

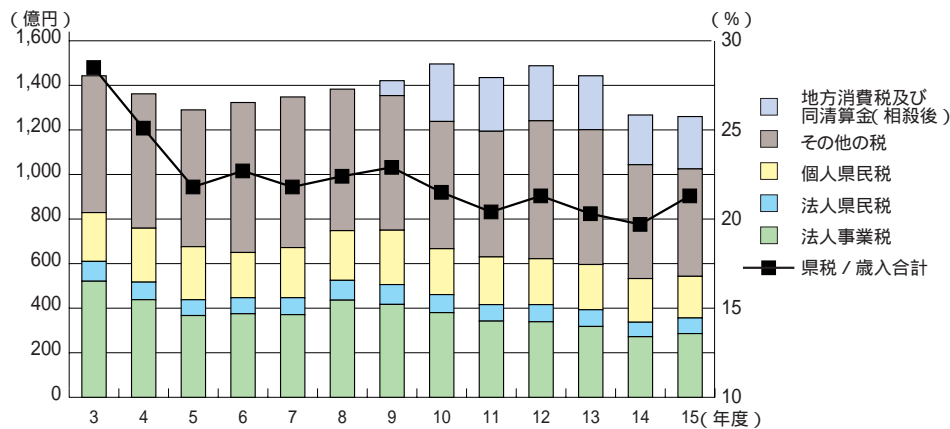
1 増えない税収

県税収入は、近年、長引く景気低迷や国の政策減税の影響を受け伸び悩んでおり、前年度比12.2%と大きく落ち込んだ平成14年度に続き、平成15年度も前年度比 0.6%と更なる減収となっています。なかでも、法人関係税（法人事業税、法人県民税）は低水準となっており、平成15年度は前年度に比して若干の増収となったものの、ピークだった平成3年度の58%の水準にまで落ち込んでいます。

この結果、歳入に占める県税収入の割合は、平成3年度は28.5%でしたが、平成15年度には21.3%にまで低下しています。

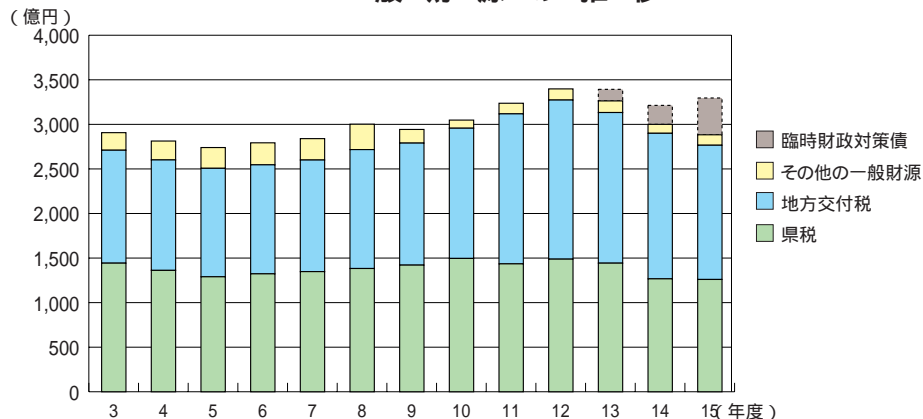
また、地方交付税などを加えた一般財源（用途の特定されていない収入）の推移を見ても、平成12年度をピークに3年連続の減少となっており、平成16年度においては景気にわずかながら明るさが見え始めたことを背景に県税の若干の増収が見込まれるものの、地方交付税が大幅に削減されるなど、今後はかつてのような右肩上がりの伸びが期待できなくなっています。

県 税 収 入 の 推 移



(注1)平成9年度以降については、実質県税収入であり、平成15年度は決算見込額です。
 (注2)県税/歳入合計の歳入合計は借換債を除いたものです。

一 般 財 源 の 推 移



(注)平成9年度以降については、実質県税収入であり、平成15年度は決算見込額です。

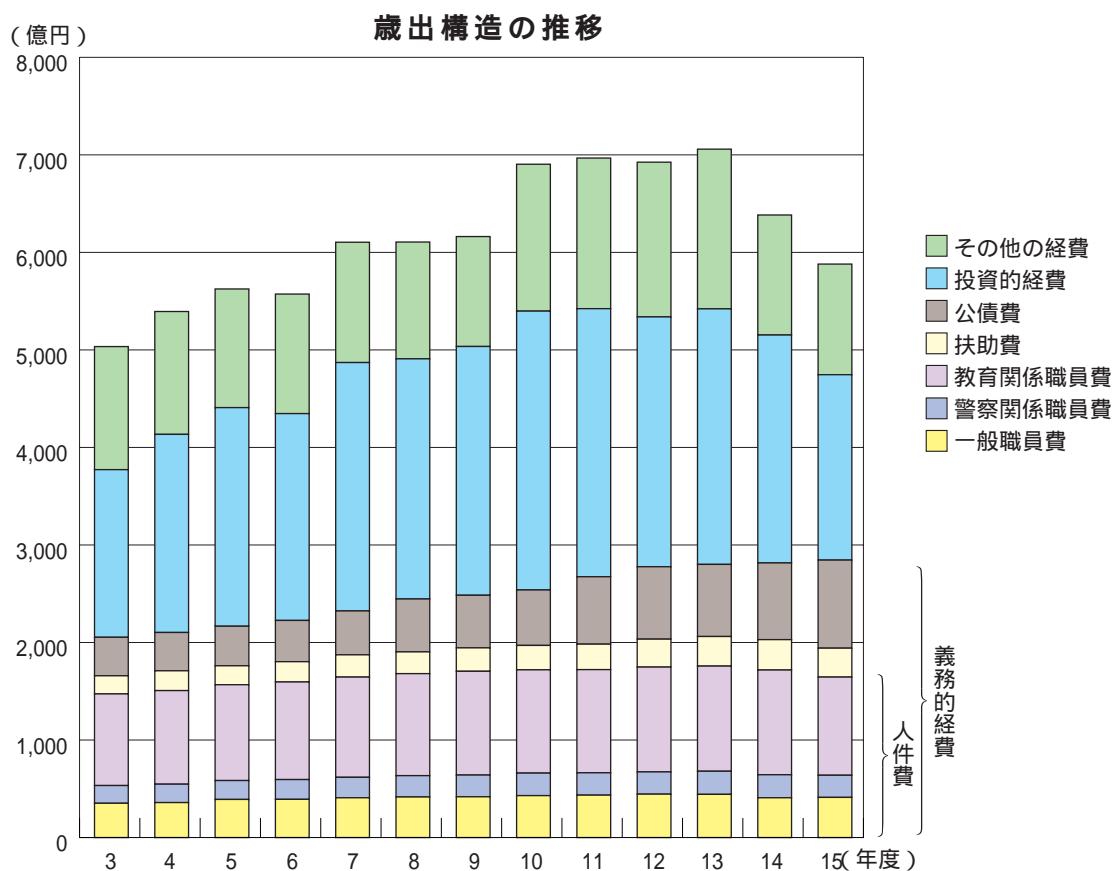
区 分	平成 3 年度	平成15年度	伸 率
県民 1 人当たり財政規模	435,478円	504,136円	15.8%
県民 1 人当たり県税収入	124,178円	107,222円	13.7%

- (注) 1 県民 1 人当たり財政規模は借換債除きです。
 2 県民 1 人当たり県税収入の平成15年度は実質県税収入です。

2 景気対策のために積極的に公共投資を実施

県税や地方交付税が伸び悩むなか、平成 4 年度以降、国の経済対策に呼応し、有利な県債を活用して積極的に社会資本の整備に取り組んできました。ここ数年も全国的には抑制傾向にあるなかで、景気対策のために他県に比して高水準の公共投資を維持しています。

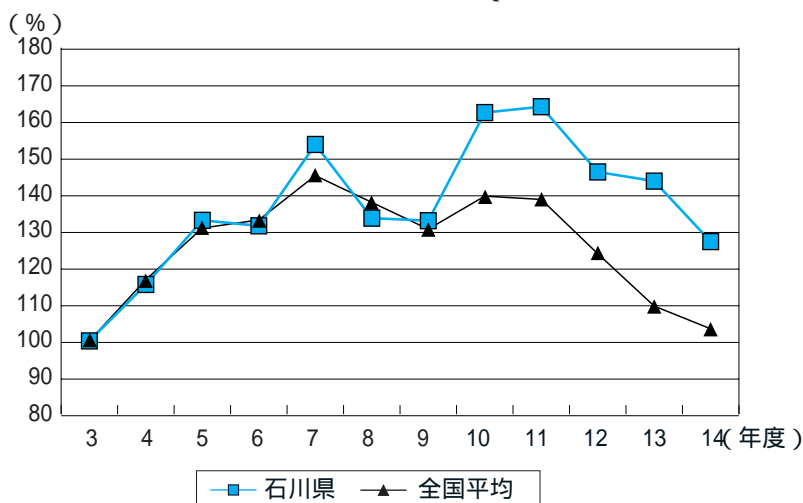
この結果、県債残高は年々増嵩し、その償還費である公債費が増加しています。また、医療・介護関連経費などの扶助費といった義務的経費も全体としては増加の傾向にあります。



(注1) 公債費は借換債及び特定資金公共投資事業債分を除きます。

(注2) 平成15年度は決算見込額です。

国の補助を受けての公共投資の推移（平成3年度 = 100とした指数）



(注1) 全国平均は東京都、神奈川県、愛知県、大阪府(大規模都府県)を除いた平均です。
 (注2) 一般会計と特別会計の一部を合算した指数です。

3 多額の県債発行により増嵩する県債残高 ～臨時財政対策債を除く残高は減少～

経済対策と地方財政対策により大幅に増加

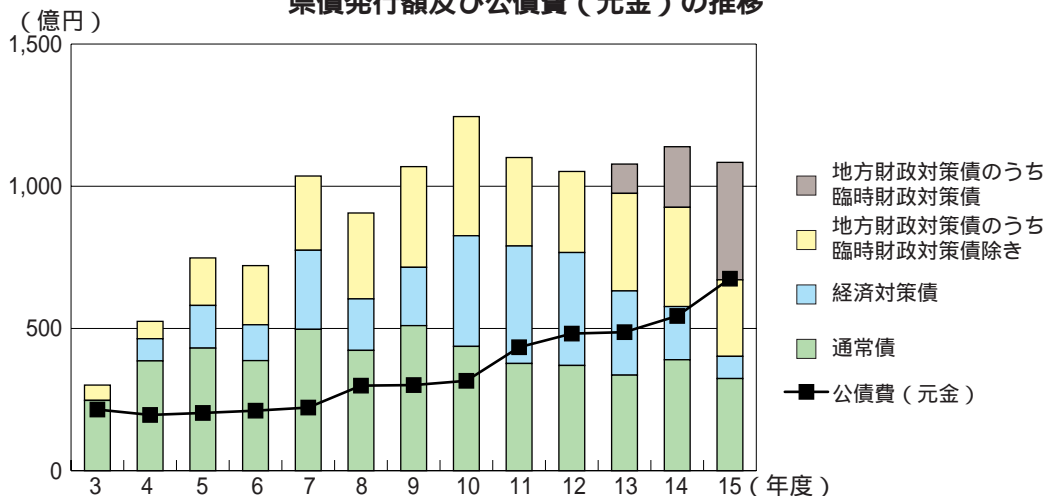
県債の発行額をみますと、

ア 平成4年度以降、国の経済対策に呼応して積極的に取り組んできた社会資本整備の財源である「**経済対策債**」や

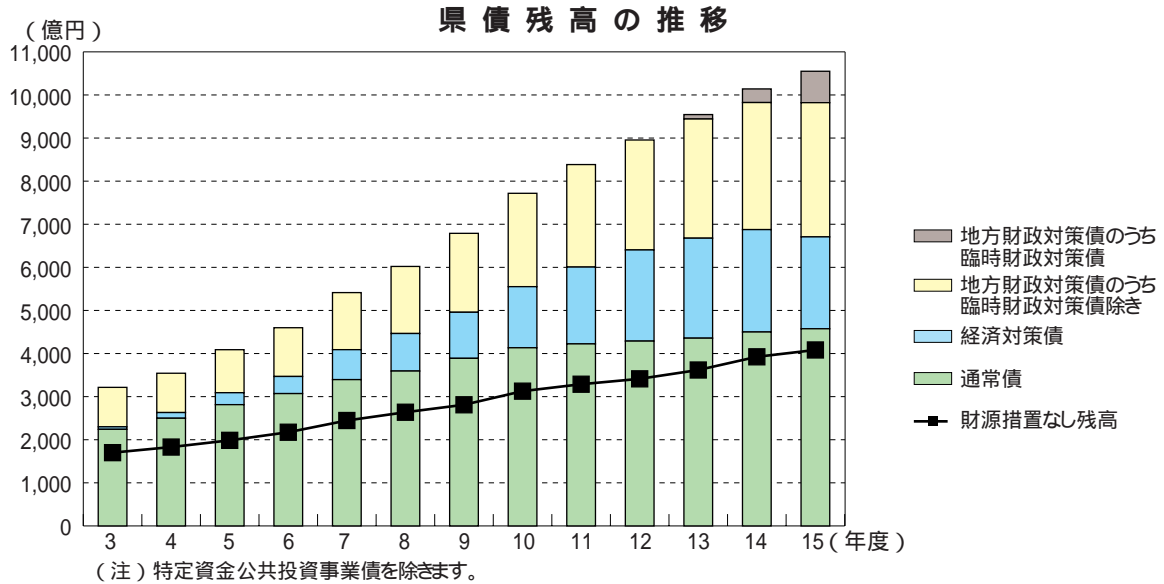
イ 地方財政計画で不足する財源、これは本来地方交付税で措置されるべきものですが、これを地方債に振り替えた「**地方財政対策債**」が大きく伸びています。さらに平成13年度からは地方交付税の一部をいわゆる赤字地方債に振り替えた、実質交付税である「**臨時財政対策債**」制度がスタートしています。

近年は、これらの国の施策、制度による特別なものを除き、通常の県債発行を極力抑制してきましたが、県債残高は増嵩を続け、平成14年度末には1兆円を上回りました。

県債発行額及び公債費（元金）の推移



(注) 県債発行額及び公債費(元金)は一般会計決算額で、借換債及び特定資金公共投資事業債分を除きます。



償還財源の6割を確保

「経済対策債」や「地方財政対策債」、「臨時財政対策債」は、国の施策・制度によるものであり、そのほとんどが償還時に地方交付税で措置されるなど、償還財源が約束されているものです。また、新長期構想の実現に向け、いくつものプロジェクトを推進していますが、この財源として発行する「通常債」も増加してきました。本県ではこの「通常債」についても将来の財政負担をできるだけ減らすため、償還時に地方交付税措置のある有利な県債をできるだけ活用してきました。

区 分	平成3年度		平成15年度		伸 率
	金額	構成比	金額	構成比	
県民1人当たり県債残高	276,707円	100.0%	897,819円	100.0%	224.5%
うち財源措置のあるもの	130,405円	47.1%	550,391円	61.3%	322.1%
うち財源措置のないもの	146,302円	52.9%	347,428円	38.7%	137.5%

(注) 特定資金公共投資事業債を除いたものです。

区 分	平成3年度		平成15年度		伸 率
	金額	構成比	金額	構成比	
県民1人当たり公債費	33,824円	100.0%	70,500円	100.0%	108.4%
うち財源措置のあるもの	15,899円	47.0%	50,262円	71.3%	216.1%
うち財源措置のないもの	17,925円	53.0%	20,238円	28.7%	12.9%

(注) 借換債充当公債費・繰上償還を除いたものです。

この結果、平成15年度末時点での償還財源の措置率は61.3%と、平成3年度末の47.1%に比して高い措置率となっています。とはいえ、県債全体の残高が増加しているため、財源措置のない部分、いわば実質的な県債残高についても、県民1人あたりで平成3年度末の14万6千円余が平成15年度末には34万7千円余と大幅に増加しています。

また、国の構造改革の流れのなかで、平成14年度からは県債の償還に対する地方交付税での財源措置の縮小が進められており、今後は安易に県債に依存した財政運営はできなくなります。

繰上償還や新規発行の抑制により、臨時財政対策債を除く県債残高は減少

県債残高のこれ以上の増加を防ぎ、将来の財政の弾力性を確保するため、平成15年度3月補正予算において70億円の繰上償還を実施しました。この結果、平成15年度末の県債残高は実質交付税である臨時財政対策債を除いたベースでは昭和50年度以来28年ぶりに前年度末に比して減少することとなりました。

さらに、平成16年度当初予算においても、地方交付税の大幅減額などにより、収入の確保については大変厳しい状況でしたが、将来の財政負担を考慮し、県債の新規発行を極力抑制することとしており、この結果、現時点では、平成16年度末においても臨時財政対策債を除く県債残高は引き続き減少する見込みとなっています。

(単位：百万円)

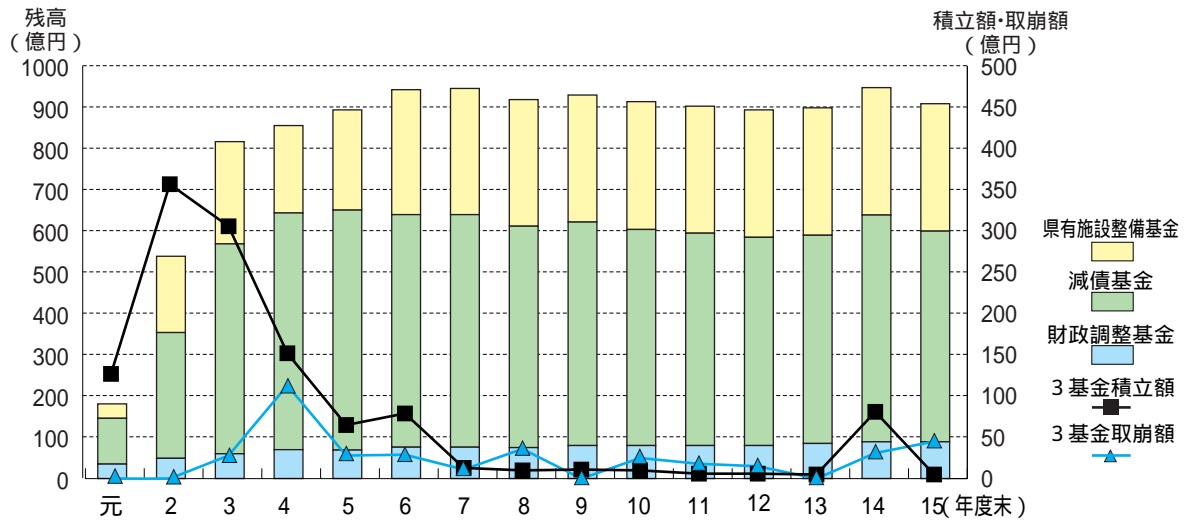
区 分	平成15年度末現在高 (A)	平成14年度末現在高 (B)	増 減 (A - B)
県 債 残 高	1,055,001	1,014,044	40,957
うち臨時財政対策債	72,886	31,559	41,327
うち臨時財政対策債除く	982,115	982,485	370

4 基金の状況 ~一定額を確保しているが楽観視できない状況~

本県では、県税収入が好調だった平成元年度から4年度にかけて、将来に備えての基金(県の貯金)を積み立て、その後も極力その水準を維持してきました。その結果、財政調整基金及び減債基金の残高が約600億円と財政規模からみると全国上位の水準となっており、県有施設整備基金約310億円と合わせ主要3基金合計で約910億円を確保しています。

しかしながら、近年の厳しい財政状況を反映し、平成15年度は上記3基金合計で45億円の取崩しとなり、さらには平成16年度の当初予算においては、国の歳出削減により実質交付税が大幅削減されたことなどにより、同3基金合計で273億円の取り崩しを余儀なくされているところです。平成17年度以降もこうした傾向が続くことも懸念され、楽観視できない状況となっています。

主要3基金残高の推移



(注) 平成14年度末の減債基金の増は、県庁舎整備基金約76億円を積替えたことによるものです。

区 分	石 川 県	全 国 順 位	全 国 平 均
	平成14年度末基金残高 標準財政規模	22.7%	4 位

- (注) 1 基金は財政調整基金 + 減債基金の合計額です。
 2 $\frac{\text{平成14年度末基金残高}}{\text{標準財政規模}}$ は高い方からの全国順位です。

全国と比べて本県の財政状況はどうか。

現時点の財政指標は全国に比べ健全であるが、今後は公債費等の増加により極めて厳しい状況

財政の弾力性を示す経常収支比率は、本県は86.7%であり全国平均（91.5%）に比べれば、若干弾力性が高いといえますが、前年度の84.0%に比して硬直化が進んでおり、また今後は、県税収入が伸び悩む一方、県債の償還費用である公債費や医療・介護関連経費といった扶助費などの義務的経費の増加により、更なる上昇が見込まれます。

また、公債費の実質負担を示す起債制限比率についても、現時点では10.1%と全国平均（12.6%）を下回っていますが、これまで経済対策に積極的に取り組んできたことなどにより、平成14年度末には、一般財源に対する県債残高の割合は3.64倍（全国平均3.01倍）にも上っており、今後これらの償還が本格化することから起債制限比率の上昇は避けられない状況です。

こうした扶助費、公債費の増に加え、団塊世代職員の大量退職も控えるなど更なる歳出増高要因もあることから、今後は行財政改革を積極的に押し進め、財政の健全性を保つことが急務であると考えています。

区 分	石 川 県		全国平均
		全国順位	
平成14年度経常収支比率	86.7%	9位	91.5%
平成14年度起債制限比率	10.1%	4位	12.6%
平成14年度末県債残高 標準財政規模	3.64倍	4位	3.01倍

(注) 1 経常収支比率、起債制限比率は低い方からの全国順位です。
 2 $\frac{\text{平成14年度末県債残高}}{\text{標準財政規模}}$ は高い方からの全国順位です。

ひとくちメモ

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税を中心として毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費、扶助費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費（経常経費）にどの程度充当されているかをみるもので、経常経費に充当される一般財源総額が経常一般財源総額に占める割合をいいます。この値が低いほど、弾力性があり健全であると言えます。

起債制限比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつで、地方債の償還について地方交付税により財源措置される部分を除いて実質的にみた場合、標準的な財政規模に比してどの程度の公債費負担を負っているかを示す指標です。

標準財政規模

地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源をいいます。

分権時代における今後の財政運営をどのように行うのですか。

1 「三位一体の改革」の推進

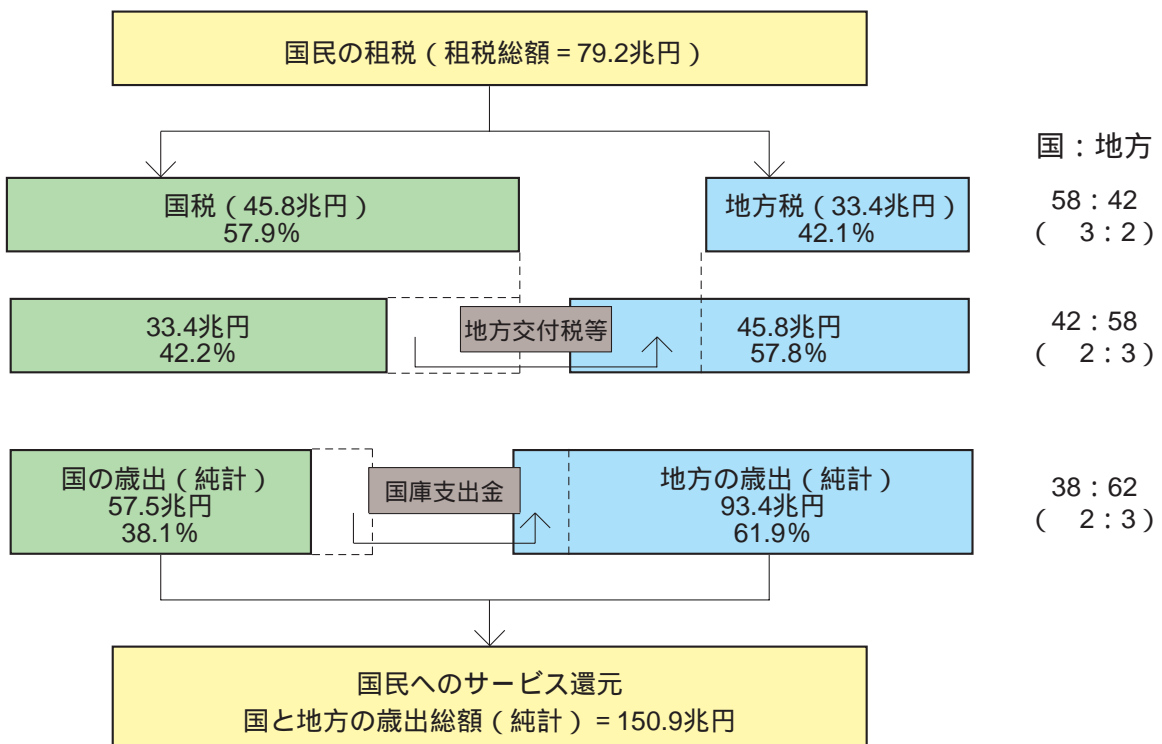
(1) 国から地方自治体への税源移譲の必要性

地方分権一括法の施行（平成12年4月）により、国の関与が減り地方の自由裁量の領域が拡大される一方、それぞれの地方自治体は自らの責任で地方行政を展開しなければならず、まさに行政サービスに係る地域間競争の時代に突入したと言えます。地方自らが決定し、自己責任の原則により地方分権を積極的に推進していくためには、地方税財源の充実が大きな課題です。

これは現在の国と地方を合わせた歳出のうち、約6割を地方が担っているにも関わらず、税収全体に占める地方税の割合は約4割しかないという問題が根底にあります。この乖離をできるだけ縮小すること、すなわち国から地方への税源移譲を行い、地方自らの判断でその使い道を決定できる自主財源を充実させることが、自治体の行財政改革の推進にもつながり、分権型社会確立への近道であると考えています。

国においても「国から地方への税源移譲」と「国庫補助負担金の廃止・縮減」、「地方交付税の改革」を三位一体で進めなければならないとの認識が示されています。

国・地方間の財源配分（平成14年度）



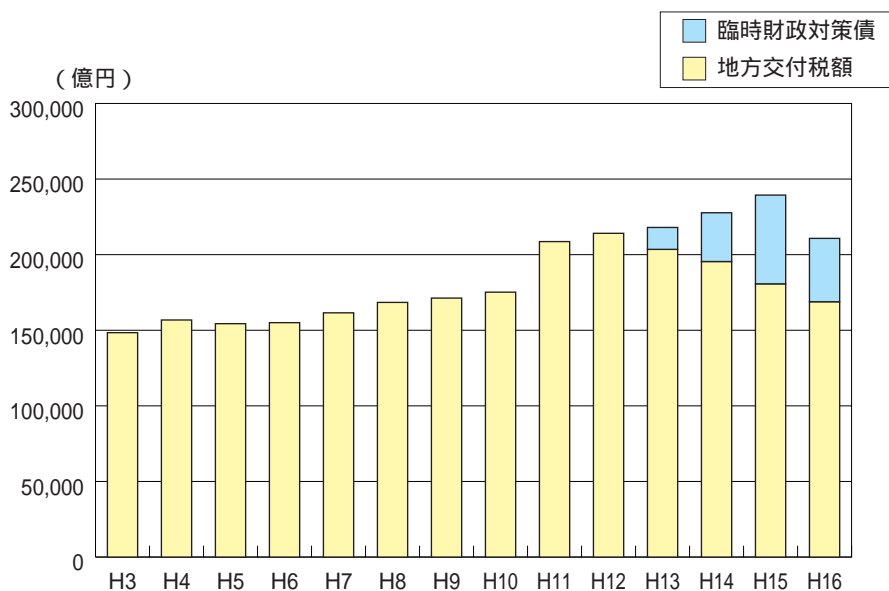
(2) 平成16年度における「三位一体の改革」について

平成16年度の「三位一体の改革」については、国総額ベースで見ると国庫補助負担金が約1兆円削減されましたが、これに対する税源移譲額は4,500億円余にとどまっており、差額は公共事業等の事業量削減分として財源措置されていません。その一方で、地方交付税に臨時財政対策債を加えた実質交付税については約2兆8,000億円（前年度比12.0%）の大幅な削減が実施されました。これは、税源移譲や国庫補助負担金の削減に先行して、一方的かつ大幅に削減されたものであり、地方財政に甚大な影響を与えました。

「三位一体の改革」とは、それによって地方の自由度が高まり、創意工夫に富んだ活力ある地域づくりが可能となる、まさに地方分権改革と位置づけるべきものと考えますが、残念ながら今回の措置は、国の財政再建を優先し、地方分権というより地方歳出の圧縮が突出したものとわざるを得ません。（平成16年度の国家予算における一般歳出は対前年度比0.1%増となっているのに対し、地方財政計画の一般歳出は2.3%減となっています。）

平成17年度以降の改革に向けては、地方分権に資する真の「三位一体の改革」となるよう全国の地方自治体一丸となって必要な対応を求めていく必要があると考えています。

地方財政計画（地方交付税額の推移）



2 行財政改革の推進

(1) 行財政システム全般の見直しの必要性

地方分権の加速、厳しさを増す財政環境のもと、人材や財源といった限られた経営資源を有効に活用しつつ、多様な県民ニーズに対応しながら県政を展開していくには、行財政システム全般にわたる改革が必要となってきました。

そこで、従来にも増して県民本意の政策を実行するため、行財政運営全般にわたる改革指針として「コスト・スピード・サービスの質を重視した、県民の視点に立った行財政運営」を基本理念とする「新行財政改革大綱」を平成14年12月に策定し、これに基づき積極的に行財政運営の見直しを行っています。

(2) 「新行財政改革大綱」における財政運営の見直し

「新行財政改革大綱」では、以下の4つの観点から財政運営を見直すことにより、財政の健全性を維持することとしています。

これらを通じ、経常収支比率90%未満を維持することを目標としています。

財政運営の見直しの4つの柱

1 歳入の確保

- ・ 税収の確保（滞納整理の促進、税務調査の充実、自主課税の検討など）
- ・ 遊休財産の適正な管理・処分
- ・ 受益者負担金の見直し（使用料・手数料の見直しなど）
- ・ 社会経済情勢の変化に応じた基金の見直し（基金の統廃合など）

2 義務的経費の縮減

- ・ 知事部局の職員数の削減（10年間（平成15年度～平成24年度）で10%（400人程度、前期5%、後期5%）） 職員費の抑制
- ・ 医療費などの抑制に向けた健康づくり施策の充実 扶助費の見直し
- ・ 減債基金の活用などによる県債の繰上償還 公債費の抑制

3 管理的経費の抑制

- ・ 内部管理事務の集約化（給与・旅費事務などの事務センター化など）
- ・ IT活用による業務効率化（電子入札、電子決裁システムの導入など）
- ・ 県有施設の長寿命化の推進と有効活用（保全管理基準や改築・改修計画の策定など）

4 投資的経費の抑制

- ・ 投資的経費：景況、雇用情勢にも配慮しつつ、国の経済対策実施前の水準（平成3年度＝1,710億円）程度に順次抑制
- ・ 公共工事のコスト縮減

(3) 平成16年度の財政運営等の主な見直しと工夫

歳入の確保

県税の滞納整理促進

- ・ 徴税職員の増員、休日出勤体制の導入、滞納多額者への重点化など
 - ・ 中小企業高度化資金の滞納整理促進
 - ・ 専門回収班の設置
- ##### 遊休資産の処分促進
- ##### 県有施設整備基金の活用
- ・ 県立大学・金沢北部総合養護学校(仮称)の建設費に充当

職員費の抑制

職員数の削減 70人程度(15年度に続き前倒し)

知事等の給与カット延長

組織の再編

- ・ 農林総合事務所、土木事務所の再編

公共投資の効率化・重点化

投資的経費の総額抑制

- ・ 伸率 9.8%(小松駅付近連続立体交差事業除き 8.2%) < 地方財政計画 8.4% >
- ・ コスト縮減による効率的・効果的な社会資本整備の促進(石川型ルールの確立)
- ・ 地域の交通事情に応じた道路整備の促進
 - 1.5車線の道路整備の全面展開
 - 現道活用型道路改良の推進
 - 効率的な歩行者空間の整備(歩道幅員の縮小、蓋付き側溝など)
- ・ 道路構造物最適管理計画の策定
 - 計画的な補修工事の施工による長寿命化
- ・ 地域特性に応じた生活排水処理施設の整備促進
 - 整備手法の選択による未整備地区の早期解消
 - 生活密着型公共施設への重点投資
- ・ 福祉施設・学校整備の促進

事務事業の見直し・執行の工夫

見直し309件(274件)、サンセット時期の設定129件(125件)

事業の見直し

- ・ イベントの開催延期・規模縮小
 - いしかわ情報展の延期、農林漁業まつり・環境フェアの規模縮小など
- ・ 自治振興資金の新規貸付枠の抑制(市町村合併の進展)

- ・ 職員の海外派遣研修の短期・重点化
- ・ 総合看護専門学校准看護学科（泉本町校舎）の本校統合
- ・ 公設試験研究機関の外部評価の導入
- ・ 発明等による職員への報償金制度の見直し
事務の効率化と経費の節減
- ・ I Tを活用した事務の効率化・経費の節減
通信事業者の新たなサービスを活用した「いしかわマルチメディアスーパーハイウェイ（県の行政ネットワーク）」の高度化、県機関の完全ブロードバンド化
県立大学と看護大学の電算システム共有化
災害・救急医療情報システムのインターネット化（専用線の廃止）
職員用1人1台パソコンの更新見送り
- ・ 契約方法等の見直しによる経費の節減
契約電力の見直し（契約電力の縮小、最適メニューの選択）
情報系システムの保守契約の見直し（人的管理の縮小）
消耗品等の購入事務の一元化による定期一括発注（オープンカウンター方式）
- ・ 民間委託の拡大
道路保全業務（中能登土木総合事務所）
スクールバス運行業務（七尾養護学校）
能登有料道路料金徴収業務（内灘料金所終日委託化）
- ・ 省エネ設備の導入による経費の節減
交通信号灯器のLED化（電気料の低減、長寿命化）
民間のノウハウを活用した省エネ対策の推進（運転免許センターほか3カ所）

特別会計等の経営改善対策

- ・ 公営競馬特別会計 - 開催規模の縮小、経費の大幅削減（開催数18回 15回）
- ・ 水道用水供給事業会計 - 高利県債の借換による金利負担の軽減
- ・ 林業公社 - 高利借入金の借換による金利負担の軽減
- ・ 住宅供給公社 - 宅地分譲の導入による販売促進
- ・ 県民ふれあい公社 - のとじま水族館の集客促進に向けた調査・検討

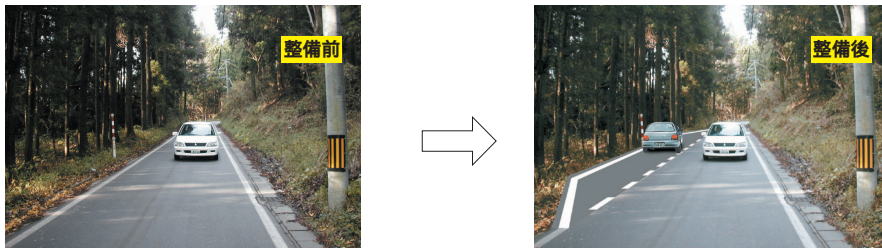
コスト縮減による効率的・効果的な社会資本の整備（石川型ルールの確立等）

1.5車線の道路整備

「1.5車線の道路整備」は、比較的交通量の少ない道路において、2車線確保にこだわらず、待避所の設置や見通しの悪いカーブ区間の改良といった小規模な工事を行うことで、速やかに走行性と安全性の改善を図る整備手法で、今後、さらに積極的に導入を進めることとしています。石川県では、1.5車線の道路整備を進めるにあたり、整備箇所とその整備内容、整備順位等について、地域の皆さんと話し合っ

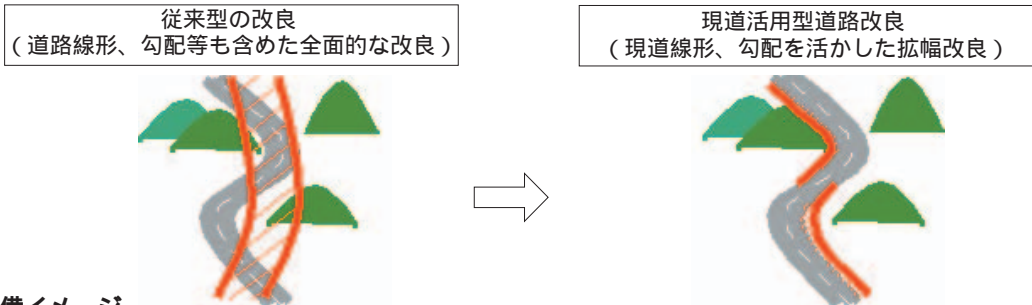
整備のスピードアップ
 1.5車線の道路整備の特徴
 整備コストの縮減
 使う人の意見を取り入れた整備

整備事例（待避所の設置）

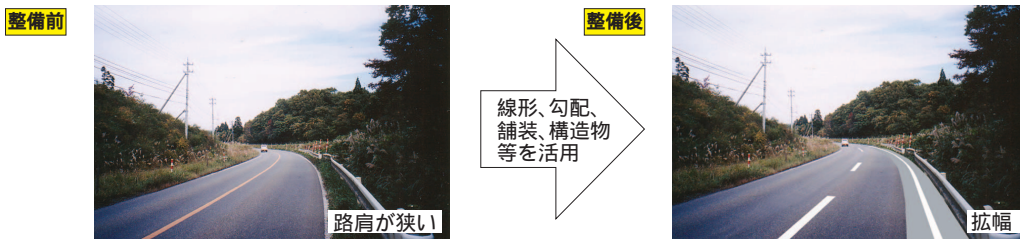


現道活用型道路整備

「現道活用型道路改良」は、2車線整備済みの道路で車道や路肩の幅員が狭く、交通量の増大により更なる改良が求められる箇所において、現道の線形・勾配等をなるべく変えず、拡幅に主体を置いた改良手法です。既存の舗装や構造物等の道路施設を最大限活用するため、従来の改良に比べ、大幅なコストダウンが図られます。



整備イメージ



交通信号灯器のLED化

発光ダイオードを光源とするLED式信号灯器は、従来の電球式信号灯器に比べ、夕日が差し込んでも見やすく、発光部の寿命が長く（電球式約1年、LED式約7年）、また、消費電力も1/4であるため、電気料金の低減が図られます。



第3 平成15年度下半期の補正予算と決算見込みの概要

平成15年10月1日～平成16年3月31日

平成15年度下半期に編成された補正予算の主な内容は何ですか。

一般会計予算の補正状況と主な内容

1 専決（平成15年10月14日） 758百万円

平成15年11月9日に行われた衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算を計上しました。

2 12月補正予算 3,660百万円 ほかには債務負担行為 2,713百万円 繰越明許費 1,151百万円

給与改定経費については、県人事委員会の勧告どおり実施し、減額計上しました。また小松・上海定期便の開設促進や市町村合併、行財政改革の推進の予算を計上しました。

小松・上海定期便の開設促進（プログラムチャーター便の就航に向けた利用促進）

市町村合併の推進（市町村合併特例交付金の追加補正、市町村合併協議会運営のための財政支援）

行財政改革の推進（農林・土木事務所の再編に伴う施設改修、節減による事務的経費の減額補正（昭和60年度以来18年ぶり））

公共工事の通年施工対策（ゼロ県債、繰越明許費）

給与改定率 1.09% 期末・勤勉手当 0.25ヶ月（4.65ヶ月 4.4ヶ月） 退職手当 2.73%

3 3月補正予算 7,284百万円 ほかには債務負担行為 3,801百万円 繰越明許費 22,494百万円

長寿社会プランに基づき整備を進めている介護保険関連施設について、国庫の追加認証を確保し、前倒し整備を行うこととしました。また、港湾施設の保安対策について、改正SOLAS条約に対応するため、国の補正予算を活用し、その強化を図ることとしました。

そのほか、例年、年度末を控えたこの時期に対応せざるを得ない除雪経費や道路損傷対策などの諸事業について、所要の予算を措置するとともに、事務的経費の節減や単独事業における入札残の執行止めなど、徹底した経費縮減にも努めました。

一方、県税収入が現計予算を上回る（65億円）ことが現実となったことに加え、地方交付税や土地売払収入なども現計予算を上回る見込みとなったことから、予定していた減債基金の取崩しを一部（65億円）取りやめるとともに、増嵩する県債残高を抑制するため繰上償還を実施（70億

円) するなど、将来の財政運営にも配慮しました。

- 介護保険関連施設の前倒し整備
- 港湾施設の保安対策強化
- RDF安全対策の推進
- 雇用拡大関連企業の立地促進
- 能登空港活性化基金造成への支援
- 除雪経費、道路損傷対策
- 老人医療給付費

4 専 決(平成16年3月31日)

平成16年3月31日付けの知事専決により、歳入予算の補正を行いました。

県税については、景気の緩やかな回復を受けた法人関係税や地方消費税などの増収により36億円余を増額、また、地方交付税は、特別地方交付税の確保により6億円余を増額しました。

このほか、地方譲与税や諸収入なども増収が図られたことから、後年度の財政負担に備えるため、減債基金の取り崩しを一部取り止め、繰入金を75億円減額し、財政調整基金と減債基金を合わせた最終取崩額を財政の中期見通しで見込んだ90億円の半分の45億円に圧縮しました。

なお、県債については、交付税措置のある県債の確保を図る一方、交付税措置のない県債の発行を極力抑制し、臨時財政対策債を除く県債残高を決算ベース(見込み)で前年度を4億円程度下回る水準にまで抑制しました。

ひとくちメモ

債務負担行為

地方公共団体の予算は単年度で執行することが原則ですが、当初より事業規模や事業の性質等により単年度で事業完了することが困難な場合に、複数年度にわたり予算執行を認めることで、翌年度以降の予算計上を約束した手形のようなものです。実際の予算計上は事業の執行年度ごとに行われます。

繰越明許費

既に予算計上されている事業を、補正予算で繰越明許費として計上することにより、年度を越えての執行を可能とするものです。

例えば、道路の建設事業において、積雪のため工期が不足することが確実となった場合に、無理に工期を短縮しての突貫工事等による不良工事が発生しないよう、標準的な工期を保証し良質な施工を担保する場合に行っています。また年度間の公共工事の平準化にも資するほか、適正な工期の設定により、年度末における工事の過密な集中がなくなり、ひいてはコストの縮減にもつながるものと考えています。

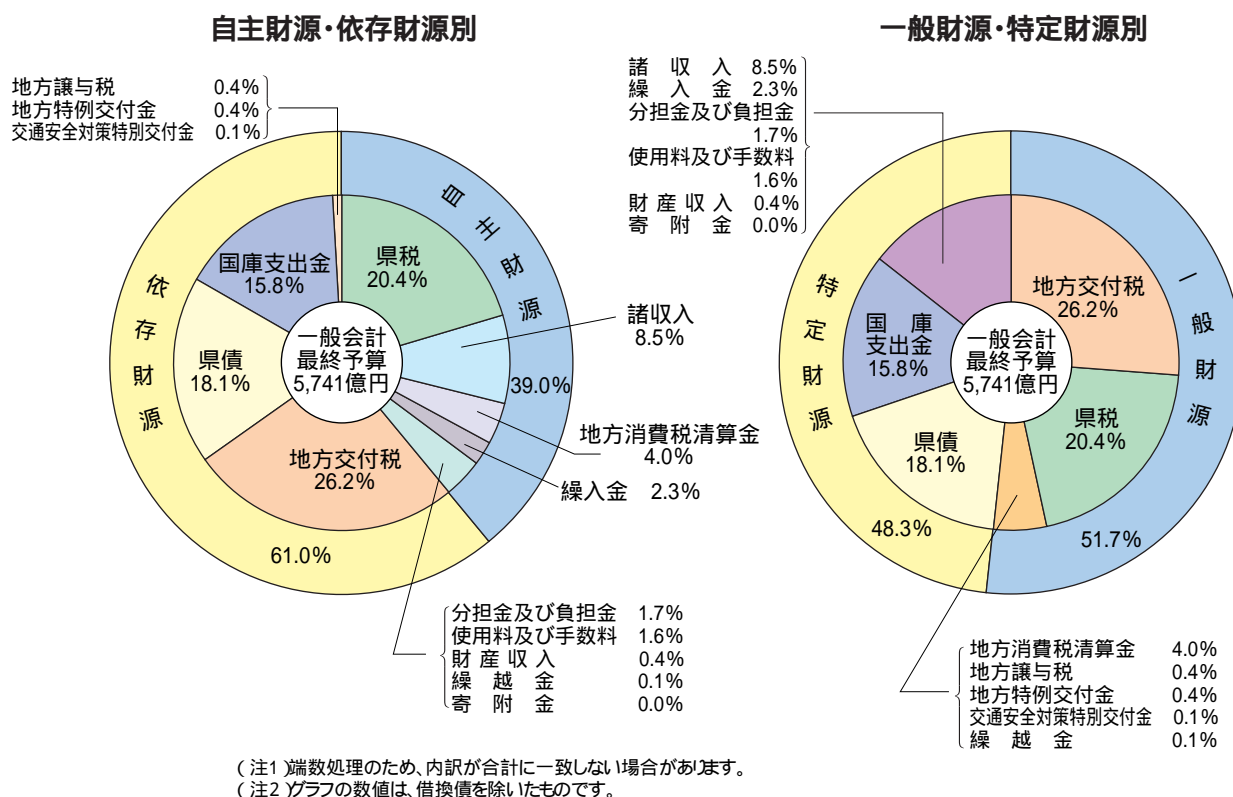
最終予算の状況

印減（単位：百万円、％）

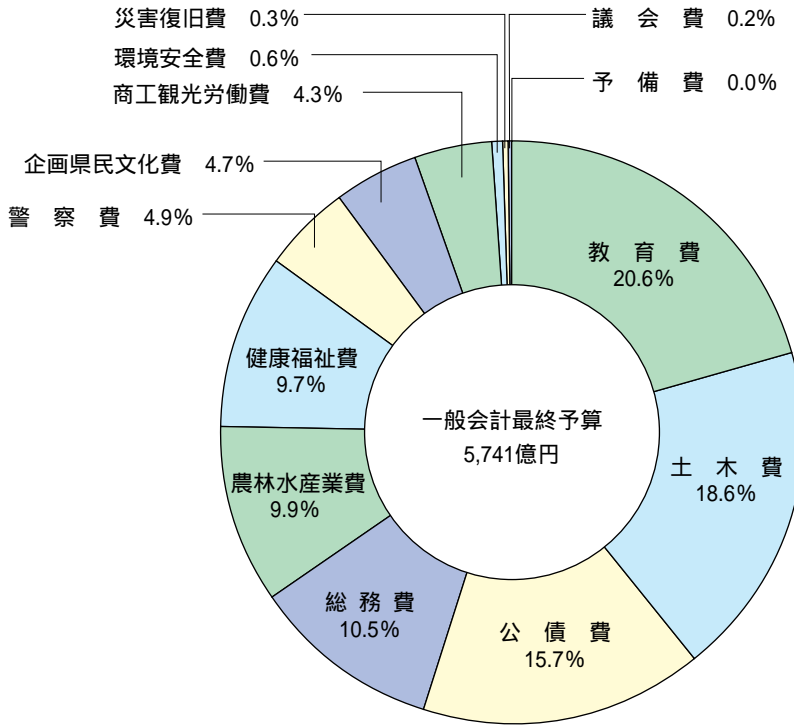
会計区分	平成15年度			平成14年度 最終予算額 (B)	増 減	
	H15.10.8 現在予算額	下 半 期 補 正 額	最終予算額 (A)		額(A) (B)	率(A) (B) (B)
一般会計	578,128	3,985	574,143	(613,521) 627,717	(39,378) 53,574	(6.4) 8.5
特別会計	40,496	1,074	39,422	(37,626) 37,626	(1,796) 1,796	(4.8) 4.8
事業会計	35,538	419	35,119	(35,046) 35,046	(73) 73	(0.2) 0.2
合 計	654,162	5,478	648,684	(686,193) 700,389	(37,509) 51,705	(5.5) 7.4

(注) 数値はすべて借換債充当公債費を除いており、()内は、さらに経済対策分を除いたものです。

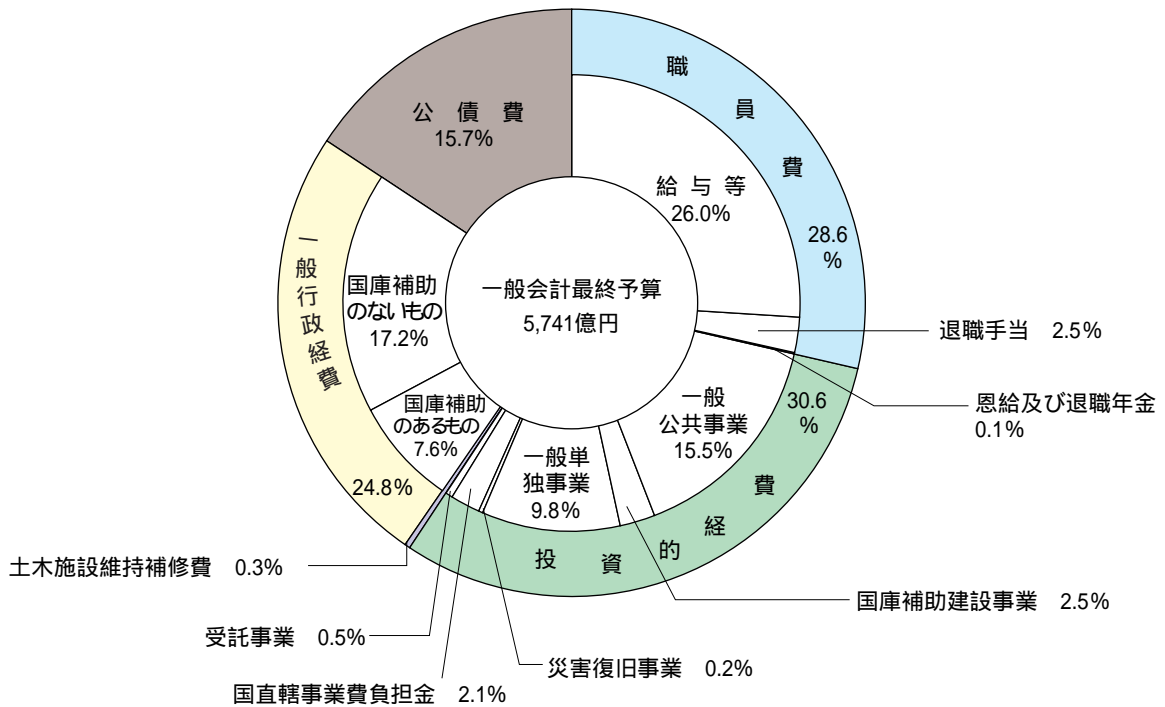
歳入最終予算の状況



歳出目的別（款別）最終予算の状況



歳出性質別最終予算の状況



(注1) 端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合があります。
 (注2) グラフの数値は、借換債充当公債費を除いたものです。

平成15年度予算の執行状況はどうか。

予算の繰越し

(単位：百万円)

会計区分	繰越明許費	計上時期		繰越額
		12月補正	3月補正	
一般会計	23,645	1,151	22,494	20,498
一般公共事業	15,231	698	14,533	13,261
国庫補助建設事業	2,252		2,252	2,246
一般単独事業	5,166	453	4,713	4,020
災害復旧事業	283		283	273
受託事業	711		711	697
一般行政経費	2		2	1
特別会計	1,375		1,375	1,091
合計	25,020	1,151	23,869	21,589
平成14年度	40,050	2,186	37,864	35,030

(注) 上記のほか事故繰越しによる繰越額が、平成15年度は75百万円あります。

繰越事業の主なもの(一般会計)

金沢外環状道路(海側・山側幹線)

介護保険関連施設整備事業

広域河川改修事業

15年発生土木施設災害復旧事業

平成15年度は、一般会計と特別会計を合わせ、215億円余を平成16年度へ繰り越しました。

平成15年度の決算見込みはどうか。

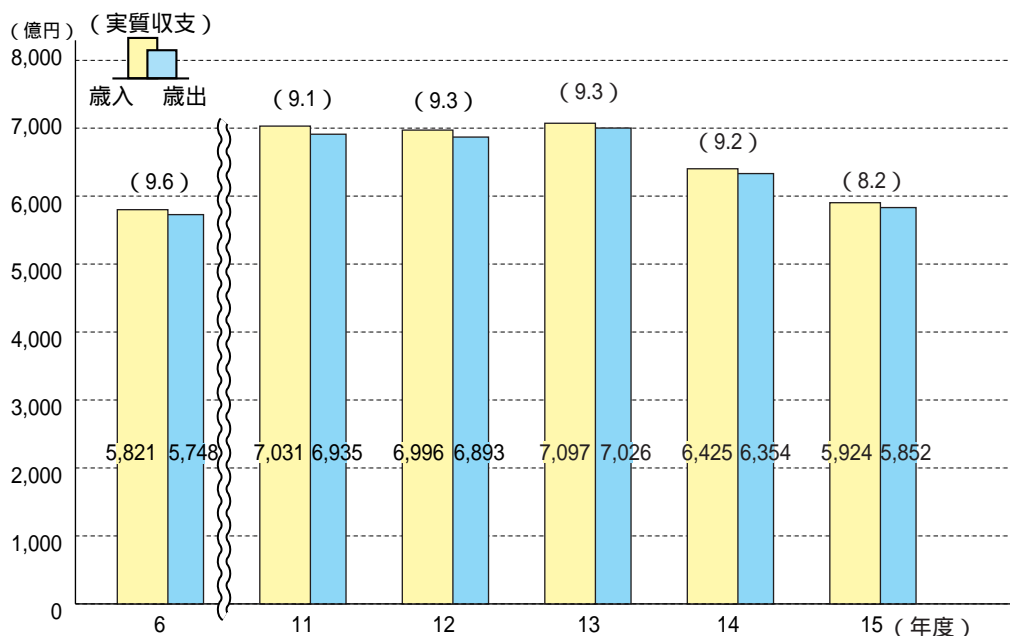
一般会計決算見込み

印減(単位:百万円、%)

区 分	平成15年度 決算見込額 (A)	平成14年度 決 算 額 (B)	増 減	
			額(A)-(B)	率 $\frac{(A)-(B)}{(B)}$
歳 入	592,396	642,496	50,100	7.8
歳 出	585,242	635,407	50,165	7.9
歳入歳出差引額 (形式収支)	7,154	7,089	65	0.9
繰越明許費・事故繰越しの 翌年度へ繰り越すべき財源	6,334	6,173	161	2.6
実 質 収 支	820	916	96	10.5

(注) 歳入は、借換債を除き、歳出は、借換債充当公債費を除きます。

決算の推移



(注1) 歳入は、借換債を除き、歳出は、借換債充当公債費を除きます。

(注2) 平成15年度は、決算見込額です。

一般会計の決算見込みは、形式収支で約72億円、実質収支で8億円台前半の黒字となる見込みです。

基金の取崩しにより歳入の確保を図ったこともあり、実質収支は、昭和52年度以来27年連続の黒字となりますが、これは県税収入が見積りを上回ったことに加え、経費の効率的執行や節減に努めたことなどによるものです。

平成15年度の決算見込みを家庭の家計簿に例えると。

いしかわ家の家計簿

支 出		収 入	
生活費 (県の職員、学校の先生、警察官などの給料)	164万円	給料 (県税、地方交付税、国からの補助金など)	397万円
家の増改築費 (道路、公園整備などのハード事業に要する経費)	190万円	その他収入 (使用料及び手数料など)	73万円
教養費 (教育、福祉などのソフト事業に要する経費)	141万円	預貯金の引出 (基金の取り崩しなど)	13万円
ローン返済 (県債の返済 うち59万円が地方交付税などにより補てんされました。)	90万円	ローン借入 (県債の発行 うち73万円が地方交付税などにより補てんされます。)	109万円
合計	<u>585万円</u>	合計	<u>592万円</u>
翌年度の支出	6万円		
再計	<u>591万円</u>		

前ページの平成15年度一般会計決算見込みを、わかりやすく、より身近なものとしていただくために、10万分の1の金額(例えば5,850億円 585万円)にして、家庭の家計簿に例えて作成してみました。

この結果、平成15年度のいしかわ家は年収592万円に対して、支出額が585万円になる見込みです。

年収から支出を引くと7万円の黒字となりますが、そのうち、翌年度の支出にまわす金額を除くと、実際は1万円の黒字になる見込みです。

これからも健全な家計維持に努め、家族の夢の実現に向け取り組んでいきます。

県民参加型ミニ公募債を発行しました!!

さる3月30日に昨年度に引き続き県民参加型ミニ公募債「第2回ふるさといしかわ債」を発行しました。

「ふるさといしかわ債」は、県債がどのような事業の財源に使われているかを明確にした上で、県民の皆様にご購入いただくことにより、県の事業に関心を持っていただき、県政への参加を推進するとともに資金調達が多様化を図ることを目的としています。

第2回は、第1回と同様いしかわの未来を担う子供たちの教育の場であり、県民の皆様にも身近な施設である県立学校の整備を対象とし、10億円（1口10万円で1人10口まで）を発行しました。年利0.60%（5年満期一括償還）と国債よりも有利な条件もあって、おかげさまで即日完売となりました。

今後も発行していく予定ですので、その際には「ふるさといしかわ債」の購入を通じて郷土いしかわのふるさとづくりに積極的にご参加下さい。

